NEWSLETTER

データ保護関連規制　各国法アップデート

データ保護ニューズレター　　2025 年 11 月 20 日号

執筆者:

岩瀬 ひとみ
h.iwase@nishimura.com
菊地 浩之
h.kikuchi@nishimura.com
河合 優子
y.kawai@nishimura.com
村田 知信
to.murata@nishimura.com
五十嵐 チカ
c.igarashi@nishimura.com
松本 絢子
a.matsumoto@nishimura.com
菅 悠人
y.suga@nishimura.com
尹 元
w.yoon@nishimura.com

本ニューズレターでは、各国のデータ保護関連規制の主なアップデートのうち、2025 年 9 月及び 10 月のものを中心にご紹介する。

1. 日本

・ 2025 年 9 月 25 日、国家サイバー統括室は、「被害報告一元化に関する DDoS 事案及びランサムウェア事案報告様式（案）」に関する意見募集の結果並びに各様式を公表した。これは関係省庁間の「サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」に基づき策定されたものである。ランサムウェア等の被害を受けた事業者等は、被害対応の初期段階で複数の官公署に報告をする必要があるところ、様式を統一化することにより報告の負担を軽減し、同時に政府の対応迅速化を図ることが目指されている。これに関連して、当該様式による漏洩等の報告を可能とするため、同年 10 月 1 日付で個人情報保護法施行規則等の一部改正がなされた。

2. 米国

・ 2025 年 9 月 23 日、カリフォルニア州において、①意思決定の自動化技術（ADMT）、②リスク評価及び③サイバーセキュリティ監査に関する CCPA 規則が、カルフォルニア州行政法局により承認された。同規則は 2026 年 1 月 1 日に発効するが、要件や事業体の規模によって、遵守期限が段階的に設定されている。具体的には、①意思決定の自動化技術（ADMT）を使用して重要な意思決定を行う事業者は、2027 年 1 月 1 日以降、ADMT の要件に準拠することが義務付けられる。②リスク評価要件の対象事業者は、2026 年 1 月 1 日までに遵守を開始し、2028 年 4 月 1 日までに、必要なリスク評価が完了した旨の証明書及びリスク評価情報の概要をカリフォルニア州プライバシー保護局（CPPA）に提出することが義務付けられる。また、③サイバーセキュリティに関する監査要件の対象事業者について、1 億ドル超の収益を上げている事業者は 2028 年 4 月 1 日、5,000 万ドルから 1 億ドルの収益を上げている事業者は 2029 年 4 月 1 日、5,000 万ドル未満の収益を上げている事業者は 2030 年 4 月 1 日までに、証明書を CPPA に提出することが義務付けられる。

・ 2025 年 10 月 3 日、カリフォルニア州において、個人情報のデータ侵害通知に関する法律が改正され、通知期限が明確化された。従来、事業者は、個人情報の漏えい等のデータ侵害を発見してから「可能な限り速やかに、かつ不合理に遅滞なく」影響を受けた個人に通知することが義務付けられていた。改正後は、データ侵害を発見してから「30 日以内」の通知が義務付けられる。ただし、法執行機関の正当な要請への対応など、一定の必要性が認められる範囲で、通知の遅延が許容されている。また、500 人を超える個人に影響するデータ侵害が発生した場合、事業者はカリフォルニア州当局に通知することが義務付けられているが、その期限についても、影響を受けた個人への通知後「15 日以内」に行うことが規定された。同州法は、2026 年 1 月 1 日に発効する予定である。

・ 2025 年 10 月 8 日、カルフォルニア州において、ブラウザの開発・保守を行う事業者に、自社のブラウザに単一のオプトアウトの仕組みを組み込むことを義務付ける Opt Me Out Act（CCPA を改正する法律）が制定された。このような規制は米国内で初となる。カルフォルニア州では、従前より、CCPA において、消費者に自身のデータの売却及び共有をオプトアウトする権利が付与されていたが、この権利を行使するためには、消費者が個々のウェブサイトやアプリにおいてオプトアウトの手順を実行する必要があった。改正により、ブラウザの開発・保守を行う事業者は、自社が開発又は保守するブラウザに、消費者がブラウザを通じて取引を行う全ての事業者に対して単一のオプトアウト設定シグナルを送信する機能を組み込むこと、及び当該機能に関する情報を一般に公開することが義務付けられる。これにより、消費者は、ブラウザ上でオプトアウトの設定を行えば、オプトアウト設定シグナルがブラウザを介して個々の事業者へ発出されるため、容易にオプトアウトすることができるようになる。同州法は、2027 年 1 月 1 日に発効する予定である。

・ 2025 年 10 月 13 日、カリフォルニア州において、Digital Age Assurance Act が成立した。同法は、オペレーティングシステム（OS）プロバイダー、対象アプリケーションストア及びアプリケーション開発者に対し、ソフトウェアアプリケーションにおける年齢確認等に関する新たな義務を課すものである。具体的には、OS プロバイダーは、アカウント設定時に、年齢確認のためにアクセス可能なインターフェースを提供し、またアプリケーション開発者の要求に応じて年齢区分のシグナルを提供すること等が求められる。アプリケーション開発者は、アプリケーションのダウンロード及び起動時に、OS プロバイダー又は対象アプリケーションストアに対し、年齢区分のシグナルを要求すること等の義務を負うとともに、OS プロバイダー及び対象アプリケーションストアは、自社のアプリケーション開発者等と第三者のアプリケーション等との差別を行うことが禁止される。同法は、2027 年 1 月 1 日に発効する予定である。

3. 欧州

・ 2025 年 9 月 4 日、欧州司法裁判所（CJEU）は、EU から米国に移転される個人データの越境移転の枠組みである EU-U.S. DPF に対して欧州委員会が 2023 年 7 月 10 日付で採択した十分性認定の決定の取消しが求められた事案において、決定採択時点において、米国は EU から移転される個人データに対して適切な水準の保護を提供していたとして、申立てを棄却する判決を下した。

・ 2025 年 9 月 4 日、欧州司法裁判所は、データ主体が GDPR に基づき差止命令及び損害賠償請求を求め

た事案において、以下の事項を含む判決を下した。

- GDPR16 条及び 17 条は、将来の違法な個人データ処理を防止するために予防措置として差止命令を取得する権利を認めるものではない（ただし、加盟国法によって規定することを妨げるものではない。）。
- GDPR82 条 1 項に基づく損害賠償の対象となる「非財産損害」には、恐怖や不快感といった否定的感情が含まれるが、これらの感情の存在及び影響を立証しなければならない。
- GDPR82 条 1 項に基づく損害賠償額の算定において、管理者の過失の重大性は考慮されない。
- 差止命令の存在は、GDPR82 条 1 項に基づく損害賠償額を減額又は代替する根拠にはならない。

- 2025 年 9 月 4 日、欧州司法裁判所は、欧州データ保護監督官（EDPS）が単一破綻処理委員会（SRB）に対し、銀行破綻後の補償手続における個人データ処理義務違反を訴えた事例において、再識別可能性がある場合、匿名データも GDPR の対象となると判断し、SRB の透明性義務違反を認める判決を下した。

- 2025 年 9 月 4 日、欧州委員会は、AI Act の透明性要件（AI Act 50 条）に基づくガイドラインおよび実践規範を策定するためのパブリック・コンサルテーションを開始した。

- 2025 年 9 月 4 日、ドイツの連邦データ保護会議（DSK）は、高リスク AI システムの監視責任を州のデータ保護監督当局に割り当てていないとして、AI Act の国内実施法案の内容を批判した。具体的には、法案が連邦ネットワーク庁（BNetzA）に責任を割り当てている点は、ドイツ基本法で定められた連邦権限配分に違反すると指摘しているほか、BNetzA とデータ保護監督機関の関係について明確な規制を求めている。

- 2025 年 9 月 10 日、欧州委員会委員長ウルズラ・フォン・デア・ライエンは、一般教書演説を行い、その中で、EU クラウド・人工知能（AI）開発法やデジタル公正法を含む、当年度の主要優先事項とイニシアチブについても概説した。

- 2025 年 9 月 12 日、欧州データ保護会議（EDPB）は、GDPR と DSA の相互作用に関するガイドラインを採択した。本ガイドラインにより、DSA 及び GDPR の整合的な解釈と適用の促進が期待されている。

- 2025 年 9 月 16 日、欧州委員会は、デジタル規制の簡素化を目的としたデジタルオムニバスに関するパブリック・コンサルテーションを開始した。対象となる分野はデータガバナンス、クッキー規制、サイバーセキュリティ報告、AI 法の適用、電子認証であり、コンプライアンスコストの削減、クッキーの同意に要する労力の最小化、サイバーセキュリティ報告の効率化、効果的な AI Act の適用確保等を目的としている。

- 2025 年 9 月 17 日、英国データ保護期間（ICO）は、昨今のサイバー犯罪の増加を受け、中小企業向けにデータセキュリティを向上させる実践的な対応策をまとめたサイトを公開した。

- 2025 年 10 月 6 日、英国の上級審判所（UT）は、米国企業 Clearview AI Inc が第一審審判所の判決に

対して行った控訴について、第一審審判所に差し戻す判決を下した。本判決では、UK GDPR の地理的な範囲が明確化され、英国居住者の行動を監視する企業は、その所在地が英国外であっても UK GDPR の適用対象となることが示された。

・ 2025 年 10 月 8 日、欧州委員会は、AI Act の実施を支援し、法的確実性を高めることを目的として、「AI Act サービスデスク」（AI Act Service Desk）及び「統合情報プラットフォーム」（Single Information Platform）を立ち上げたことを公表した。

・ 2025 年 10 月 9 日、欧州データ保護会議及び欧州委員会は、デジタル市場法（DMA）と GDPR の相互作用に関するガイドラインについて、パブリック・コンサルテーションを開始した。

4. 中国

・ 2025 年 9 月 12 日、「大型ネットワークプラットフォームにおける個人情報保護監督委員会の設置規定（意見募集稿）」が公表され、同年 10 月 12 日まで意見募集が行われた。同規定は、中華人民共和国個人情報保護法 58 条 1 号に基づく義務として、大型ネットワークプラットフォーム事業者自身が個人情報保護監督委員会を設置する場合の、当該委員会の運営に関する事項を具体的に規定することで、大型ネットワークプラットフォームにおける個人情報保護の状況を監督することを目的としている。

・ 2025 年 10 月 14 日、「個人情報越境移転認証弁法」が公布され、2026 年 1 月 1 日より施行される。同弁法は、個人情報取扱者が、中国個人情報保護法 38 条 2 号に基づき専門機構による認証に依拠して個人情報の越境移転を行う際の具体的要件を定めるものであり、個人情報取扱者が認証を受けるための要件（重要情報インフラ運営者や大量の個人情報を有する事業者などは適用対象外となる。）や、認証を行う専門機構の所掌業務等を規定している。

・ 2025 年 10 月 28 日、「サイバーセキュリティ法」の改正案が可決され、2026 年 1 月 1 日より施行される。同改正は、既存の条文体系を整理するとともに、AI の研究開発基盤促進と同時に倫理規範の整備や監督強化も定めている。また、ネットワーク運営者に対する罰金の大幅な引き上げなど、違反に対する制裁強化や域外適用の拡張を含む。

5. 香港

・ 2025 年 10 月 27 日、PCPD（香港の個人情報保護委員会）は、「CCTV 監視カメラの使用に関するガイダンス」及び「ドローンカメラ及び車両搭載カメラの使用に関するガイダンス」を発行した。これらのガイダンスでは、CCTV（Closed Circuit Television）に限らず、ドローン及び車両搭載カメラによる監視・モニタリングが行われる際に、監視カメラ映像の取得に伴う個人のプライバシーを侵害するリスクがあることを考慮して、これらの監視カメラを PDPO（香港のプライバシー条例）を遵守しつつ利用するための考慮要素及び推奨事項を示している。

6. 韓国

・ 2025 年 9 月 16 日、個人情報保護委員会は、個人情報保護法（PIPA）28 条の 8 第 1 項 5 号に基づき、欧州連合（EU）の個人情報保護制度が、PIPA における個人情報保護水準と実質的に同等の水準を備えていることを認めた旨を公告した。これにより、個人情報処理者は、越境移転に関する情報主体の別途同意がなくても、EEA 域内（EU 加盟国、ノルウェー、リヒテンシュタイン及びアイスランド）への個人情報の提供（アクセスを提供する場合を含む）、処理委託及び保管が可能となった。

・ 2025 年 9 月 23 日、PIPA 施行令が一部改正された。PIPA は 2025 年 4 月 1 日に一部改正されたところ（改正の概要は、2025 年 5 月 28 日号のデータ保護ニューズレターを参照されたい。）、今回の施行令の一部改正の主な内容は、PIPA の改正法の施行に伴い、韓国内に住所又は営業所を有しない個人情報処理者が指定すべき国内代理人の基準及び過料の賦課基準など、法律で委任された事項とその施行に必要な事項について定めるものである。具体的な内容は以下のとおりである。

  ・ PIPA31 条の 2 第 2 項 2 号における「当該個人情報処理者が役員構成・事業運営等に支配的な影響力を行使する韓国法人」について、①当該個人情報処理者が代表理事を任免し又は役員の 50%以上を選任することができる法人と、②発行済株式総数又は出資総額の 30%以上を出資した法人のいずれかと定めた。

  ・ 韓国内に住所又は営業所を有しない個人情報処理者の国内代理人に対する管理・監督義務の内容について、国内代理人に対する年 1 回以上の教育実施及び国内代理人の業務遂行計画の策定状況等に関する点検と定めた。

  ・ 韓国内に住所又は営業所を有しない個人情報処理者が、当該個人情報処理者が設立した韓国法人又は支配的な影響力を有する韓国法人の中から国内代理人を指定しなかった場合や、国内代理人に対する管理・監督義務を履行しなかった場合、それぞれ 2,000 万ウォンの過料を、国内代理人の氏名・住所・電話番号及び電子メールアドレスを個人情報処理方針に記載しなかった場合、違反回数に応じて、初回違反は 200 万ウォン、2 回目は 400 万ウォン、3 回以上は 800 万ウォンの過料を賦課するものとした。

7. 台湾

・ 2025 年 9 月 16 日、駐車場経営業を管轄する交通部は、「駐車場経営業による個人情報ファイル安全保護計画及び処理弁法」の改正草案を公表した。今回の改正草案においては、「駐車場経営業による個人情報ファイル安全保護管理弁法」へと名称を変更するほか、駐車場経営業の事業者が保有している個人情報につき漏えい等の侵害が発生した場合、個人情報の主体に通知すべき項目が追加されている。

・ 2025 年 9 月 30 日、西洋薬卸売・小売業の主務機関である衛生福利部食品薬物管理署は、2026 年 10 月 1 日から、資本金 3,000 万台湾ドル以上であり、会員の募集又は取引相手の個人情報の取得が可能な西洋薬卸売・小売業の事業者による、中国大陸地区、香港及びマカオへの個人情報の越境移転を、原則として禁止すると公告した（衛授食字第 1141400121 号公告）。ただし、本人から同意を取得している場合などの一定の例外を除く。なお、上記資本金等の要件を満たしていない事業者は、2027 年 10 月 1 日から上記越境移転禁止の適用対象になる。

・ 2025 年 10 月 28 日、船舶運送業を管轄する交通部は、「船舶運送業による個人情報ファイル安全保護計画及び処理弁法」の改正草案を公表した。今回の改正草案においては、「船舶運送業による個人情報ファイル安全保護管理弁法」へと名称を変更するほか、船舶運送業の事業者が保有している個人情報につき漏えい等の侵害が発生した場合、個人情報の主体に通知すべき項目が追加されている。

8. ベトナム

・ 2025 年 9 月 29 日、ベトナム科学技術省が人工知能法（AI 法）の法案のパブリックコンサルテーションを正式に開始し、意見募集は同年 10 月 20 日に終了した。AI 法は 2026 年 1 月 1 日に施行される予定であり、AI システムの開発・導入・利用など、AI 関連活動を包括的に規律するものである。中核的要素として、リスクに基づく分類制度が導入されており、AI システムを、(i) 許容できないリスク、(ii) 高リスク、(iii) 中リスク、(iv) 低リスク、の 4 つのレベルに区分する。さらに、リスク分類に応じた国家管理措置が規定されており、リスクが高いほど要求事項は厳格になる。

9. インド

・ 2025 年 10 月 22 日、電子情報技術省は、「2021 年情報技術（仲介者ガイドライン及びデジタルメディア倫理規範）規則」の改正案を公表した。同改正案は、AI の使用及びそれによる合成生成情報の拡散によって引き起こされる可能性のある被害（ディープフェイク）の軽減を目的とし、合成生成情報に対する識別子の義務化、主要ソーシャルメディア仲介事業者に対するデューデリジェンス義務の強化等を内容としている。

・ 2025 年 11 月 13 日、「2023 年デジタル個人データ保護法」の施行規則である「2025 年デジタル個人データ保護規則」が公布された。同規則は段階的に施行され、規制当局であるデータ保護委員会に関する規定は公布時、同意管理者に関する規定は公布から 1 年後、データ受託者の義務、データ主体の権利、インド国外のデータ処理等に関する規定は公布から 18 か月後に施行するものとされている。

10. オーストラリア

・ 2025 年 9 月 3 日、2025 年情報公開改正法案（Freedom Of Information Amendment Bill 2025）が連邦議会に提出された。同法案は、1982 年情報公開法（FOI 法）及び 2010 年オーストラリア情報コミッショナー法（AIC 法）を改正するものである。同法案による主な改正点は以下のとおり。

- ✓ 情報公開請求を匿名又は仮名で行うことはできず、第三者を代理して当該請求を行う場合はその旨を申告しなければならないという要件の導入
- ✓ 情報公開請求の処理時間の上限を裁量により 40 時間とする措置の導入
- ✓ 情報公開請求や関連手続において、当初の回答担当者者である大臣等が退任した場合に、機関又は他の大臣が回答することの明記

11. ニュージーランド

・ 2025 年 9 月 22 日、プライバシー法の改正法が成立した。2026 年 5 月 1 日から施行される。本法律に関する詳細は 2023 年 11 月 14 日号のデータ保護ニューズレターを参照されたい。

12. ブラジル

・ 2025 年 9 月 5 日、欧州委員会は、EU からブラジルのデータ処理事業者への国際的なデータ移転に関し、ブラジルが欧州の法制度と同等の個人データ保護水準を確保していると認める十分性認定の暫定版を公表した。欧州データ保護評議会（EDPB）は、欧州委員会の要請に応じて当該暫定版の評価を行い、同年 11 月 4 日、当該暫定版に対して、概ね肯定的な評価ながら、追加説明や継続的監視を求める意見を採択した。ブラジルにおいても、ブラジルのデータ保護当局（ANDP）による EU の法制度がブラジルデータ保護規則（LGPD）と同等であることを認める十分性認定のプロセスが最終段階にあり、相互の十分性認定が認められられば、両者の国際的なデータ移転業務が簡略化されることになる。

・ 2025 年 9 月 18 日、アルゼンチンの公共情報アクセス庁（AAIP）とブラジルのデータ保護当局（ANPD）は、個人データ保護の分野における二国間協力を強化することを目的とした覚書に署名した。同覚書は法的拘束力を持たないが、①国際データ移転に関する協力、②公的な意見募集、③人工知能に関する規制の実験的運用枠組み、④進行中の調査に関する情報交換、⑤共同の教育・研修・研究プログラムの開発等がその内容に含まれている。

13. コロンビア

・ 2025 年 10 月 7 日、コロンビアの産業・通商管理省（SIC）は、個人データが移転される技術移転契約の登録に関する新たな指針及び要件を規定する外部通達第 002 号（2025 年）を発出した。同通達は、コロンビアに所在するデータ主体の個人データを処理するデータ管理者及びデータ処理者に対し、技術移転プロセスにおいて個人データが移転される場合又は個人データ処理を目的とする技術が移転される場合に、①移転される技術に個人データ処理が含まれるか否かを確認し、当該技術が個人データ保護規制に準拠しているかについて事前に確認する義務、②個人データ処理の全段階でのリスクの特定・測定・管理や、データ保護権に対する影響に応じたリスク管理システムの構築等、法令遵守を証明するための効果的な仕組みを導入する義務（説明責任）、③データ収集を必要最小限に制限した上で可能な限り匿名化又は仮名化を推進する義務（データ保護バイデザイン/バイデフォルト）、④技術移転契約において、当事者の責任、データセキュリティ確保のための技術的・管理的措置、国際データ移転の保証、監督・監査の仕組みを明記する義務等を定めている。

14. ペルー

・ 2025 年 9 月 9 日、ペルー政府は、AI の利用を規制する内容を含む最高政令第 115-2025-PCM 号を発出した。同政令は、公共行政、政府系企業、民間部門に適用され、AI の個人利用及び国家防衛・安全保障に係る利用は適用対象外とされている。同政令では、AI システムをリスクに応じ、①許容可能、②高

リスク、③禁止に分類した上で、高リスクAIの開発者に対し、説明責任の確保に加え、セキュリティ、プライバシー、透明性に関するポリシーを策定する義務や、商業機密を侵害しない範囲で、システムの目的、用途、機能、想定される判断について明確で分かりやすい情報を提供すること等によりアルゴリズムの透明性を確保する義務等を課している。

15. UAE

・ ドバイ国際金融センター（Dubai International Financial Centre; DIFC）では、2025年7月15日、DIFC Data Protection Lawの改正法が施行され、①域外適用の明確化、②データ主体による訴訟提起権（DIFCデータ保護庁への申立てを先行させず裁判所へ直接訴訟提起が可能）、③罰金制度の強化等が図られた。上記①について、DIFC Data Protection Lawは、(1) DIFCで設立されたコントローラー又はプロセッサーによる個人データ処理（当該処理がDIFC外で行われる場合を含む）に適用されるほか、(2) コントローラー、プロセッサー又はそのサブプロセッサーがDIFCで設立された者か否かを問わず、安定的な事業体制（stable arrangements）の一環としてDIFCにおいて個人データが処理される場合にも適用される。

・ アブダビ・グローバル・マーケット（Abu Dhabi Global Market; ADGM）では、2025年9月9日、Substantial Public Interest Conditions Rules 2025が公表され、特別カテゴリー情報（健康・生体・遺伝情報、子供や「リスクにさらされた」成人（ケアや支援を要し自己防御が困難な状態と判断される成人）などのデータ）の取扱条件を整理し、公共利益目的での処理ルールを明確化した。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com